

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保などに関する住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、地方分権改革を着実に前進させていくことはもちろん、地方公共団体が自由に使える財源の拡充と、その安定確保が不可欠である。

地方公共団体においては、財政基盤を強化するため、これまで職員数の削減などを断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてきたところであり、引き続き、地域経済の成長と財政健全の両立を念頭に置き、自主的に歳出の重点化などの行財政改革に取り組んでいく覚悟である。

平成25年度の地方財政対策においては、緊急防災・減災事業や地域の元気づくり事業の需要の積み上げ、地方交付税の別枠加算などにより、平成24年度と同水準の地方一般財源総額が確保されたところであるが、地方交付税が地方固有の財源であることを鑑みれば、国と地方の協議が十分でないまま、国の政策目的を達成するための手段として地方公務員給与費に係る地方交付税が一方的に削減されたことは、地方自治の根幹にかかわる問題を有するものであり遺憾である。

国においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

社会保障関係費の自然増や社会保障制度改革に伴う社会保障の充実などに対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政

運営に必要となる地方の一般財源総額については、実質的に平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。また、地方交付税の予見可能性を向上させるとともに、持続可能な制度となるよう、その総額を臨時財政対策債の発行等による特例措置ではなく、交付税率の引き上げによって確保すること。

2 社会保障・税一体改革に対応した地方税財源の確保・拡充

(1) 社会保障・税一体改革に当たっての地方意見の反映

社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえ決定することとされている年金、医療、介護、少子化対策の社会保障制度改革については、地方の意見を十分反映すること。

(2) 社会保障制度改革に伴う財源の確保

財政力の弱い地方公共団体においても地域の実情に応じたきめ細かな社会保障サービスが提供できるよう、地方消費税が都道府県間で適切に清算されるとともに、地方交付税等を通じた十分な財源保障が必要である。

このため、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、地方交付税については、引き上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている医療費助成等の社会保障経費について、明示的に基準財政需要額に全て計上するとともに、引き上げ分の地方消費税を基準財政収入額に100%算入すること。

(3) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直し並びに地方法人課税のあり方の見直しに当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在の是正措置を講じるとともに、安定

性の高い地方税体系を確立すること。

(4) 自動車取得税の見直し

自動車取得税については、与党の平成25年度税制改正大綱において、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得るとされている。この方向で改革を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による具体的な代替財源を必ず確保すること。

(5) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、地球温暖化対策に関する地方公共団体の役割を踏まえ、税の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化すること。

(6) 社会保障・税番号制度の導入等に当たっての財政措置

「社会保障・税番号制度」は国家的な情報基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、システム及びネットワークの構築、運営や制度導入に伴う既存システム等の改修などにかかる費用は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

3 地方公務員給与のあり方

地方公務員給与は、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体が人事委員会勧告を踏まえ、条例で自主的に決定する仕組みとなっており、また地方交付税は地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として地方公務員給与に係る地方交付税等を一方的に削減することは、二度と行わないこと。

なお、今後の公務員の総人件費や給与のあり方については、「国と地方の協議の場」等において十分な協議を行うこと。その際、地方公共団体は、これまで地域の実情や厳しい財政状況の中で独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財政改革を実施してきたことを十分に踏まえること。

4 平成25年度で設置期限を迎える基金の取扱い

平成25年度で全部又は一部の事業が終了する「安心こども基金」や「地方消費者行政活性化基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」等、国の経済対策による基金については、必要に応じて、期間延長や基金の積み増し、代替事業の創設などの措置を講じること。その際、地方公共団体の裁量による、主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

また、既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設された基金を含め、基金事業に係る国の財政措置に関する中長期的な方向性を示し、必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるような制度を構築すること。

5 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

平成25年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞